

コロナに負けない！下松のお店応援プロジェクト

「飲食店応援！デジタルスタンプラリー」【第2弾】 運営業務要項

1. 目的

新型コロナウイルス感染症及びコロナ禍における原油価格、物価の高騰により、経営に大きな影響を受けている市内飲食事業者、関連事業者及び市民生活を支援し、地域経済の活性化を図るため、市内飲食店を対象とした「デジタルスタンプラリー」を実施する。

2. 参加対象者要件

デジタルスタンプラリー取扱店で500円以上の飲食をした者

3. 事業概要

- ①事業名：コロナに負けない！下松のお店応援プロジェクト
「飲食店応援！デジタルスタンプラリー」【第2弾】
- ②実施団体：下松商工会議所
- ③内容：店舗に設置したQRコードをスマートフォンで読み取ることでスタンプラリーが実施できるアプリケーション（RALLY）を活用し、スタンプの個数により特典を付与することで、参加者に楽しみながら市内飲食店を利用・周遊してもらい、市内飲食店の活性化を図る。
- ④実施期間：令和4年12月1日（木）～令和5年1月31日（火）

4. 取扱店

- ①取扱店資格：下松市内に店舗を有する飲食店で、下松商工会議所が定める趣旨に賛同し、「取扱店登録申請書」または「取扱店登録継続同意確認書」の受領を受けているもの。また、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等）に該当しないもの。
- ②取扱店募集：第1弾の取扱店舗については文書にて意向確認を行う。
新規で取り扱いを希望する店舗については「プレミアムチケット取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、持参・郵送のいずれかの方法により下松商工会議所に申し込む。申込を受理した店舗には、「スタンプラリー手引き」、「スタンプラリーQRコード」、「スタンプラリーチラシ」、「クーポン券見本」、「クーポン券換金申請書」を後日送付する。
- ③周知方法：第1弾の取扱店舗においては意向確認書を郵送
下松市・下松商工会議所ホームページ、フェイスブック、その他広報活動
- ④取扱店募集期間：令和4年10月24日（月） ※以降も随時募集
- ⑤取扱店募集店舗：100店舗

5. スタンプラリー実施方法

応募方法：①市内取扱店で 500 円以上の飲食の提供を受ける

②会計時に提示されたQRコードをスマートフォンのカメラで読取り、スタンプを獲得
※QRコードリーダーは使わないでください。

③所定個数のスタンプを集め、応募フォーム（Google フォーム）から必要事項を入力し応募
受付期間：令和 4 年 12 月 1 日（木）～令和 5 年 1 月 31 日（火）

特 典：スタンプ 2 個ごと：500 円クーポン券（先着 3,000 名）

※スタンプは 18 個（予定）まで取得可能

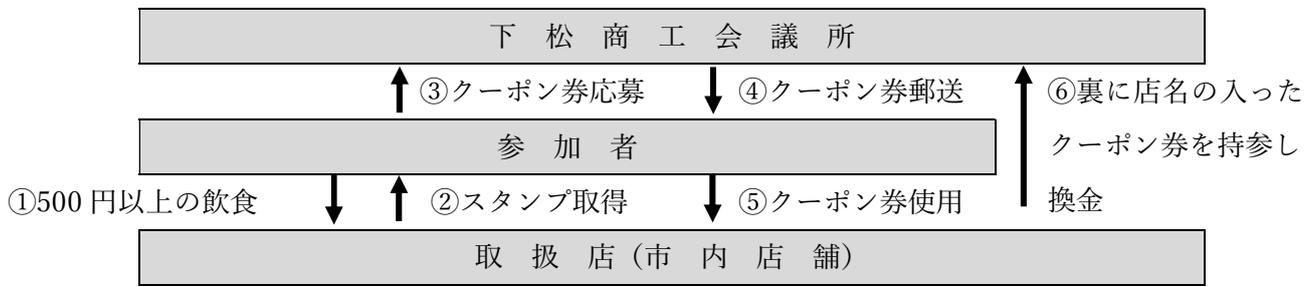
※クーポン券を本人宛に郵送する

使用期限：クーポン券の使用期限は、令和 5 年 2 月 28 日（火）までとする

換 金：使用済クーポン券の裏に店名を記入または押印し、「クーポン券換金申請書」を事前に提出の上、下松商工会議所に持参

換金期限：令和 5 年 3 月 17 日（金） ※厳守

<業務フロー図>



6. スタンプラリー厳守事項

- ①スタンプ取得は下松市内の「スタンプラリー」取扱飲食店において 500 円以上の飲食をした場合に限る
※スタンプ取得は 1 店舗 1 回まで
- ②クーポン券は下松市内のスタンプラリー取扱飲食店において使用期間内に限り使用可能
- ③クーポン券は現金との引き換え、電子マネーへの入金はできない
- ④つり銭は支払われない
- ⑤盗難、紛失、滅失、汚損または偽造、模造等に対して発行者は責を負わない
- ⑥クーポン券の売買（インターネットオークションでの転売等）をしてはいけない

7. 取扱店の責務

- ①取扱店は、配付したチラシを掲示するなどスタンプラリー取扱店であることを利用者が認識できるように明示すること
- ②取引によりクーポン券を受け取ったときは、再流出を防止するため券裏面に取扱店名を記入または押印することとし、既に店名の記載があるものは受取りを拒否すること
- ③回収したクーポン券を換金に戻さず他の取扱店で使用しないこと
- ④取引に際し、提示されたクーポン券が偽造されたものと判別できる場合は、クーポン券の受取りを拒否し、すみやかに警察へ通報するとともに、下松商工会議所まで連絡すること
- ⑤その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないこと
- ⑥当要項の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、取扱店登録の取り消し及び損害金等が生じる場合がある

